

大山町ファミリー・サポート・センター 会員を募集します！

ファミリー・サポート・センターは、子育ての手伝いをしてほしい人（おねがい会員）と、子育ての手伝いができる人（ひきうけ会員）が、お互い会員登録をして有料で助け合います。会員登録には入会費・年会費・保険料はいりません。町が保険に加入します。

こんな時に利用できます

- ☆仕事のため
- ☆保護者の病気、通院の時
- ☆冠婚葬祭、参観日、買い物
- ☆リフレッシュのため など

対象は

- ・大山町に住んでいる人か勤めている人
- おねがい会員：**18歳未満の子どもの保護者。
- ひきうけ会員：**子どもが好きな人。育児経験のある人。
- 両方会員：**自分も子育て中だけでなく、利用したい人の子どもも見てあげられる人。



平成29年度の活動件数

★通級指導教室の送迎……………	200件
★児童クラブへ迎えに行き、施設で預かる……………	35件
★児童クラブから塾への送迎……………	2件
★春休み、児童クラブから家への送迎…	6件
★夏休み、家から名和公民館への送迎…	6件
★家から保育所への送迎……………	2件
★施設で預かる……………	3件
★ひきうけ会員宅で預かる……………	2件
合 計	256件

利用料金は

- ・子ども一人につき1時間あたり500円（1時間経過後は30分につき250円）
- ・二人目からは半額（きょうだいに限る）

◆問い合わせ先

大山町ファミリー・サポート・センター
（大山町教育委員会事務局
幼児・学校教育課 幼児教育室）
☎0859-54-5219

家庭保育支援給付金の 支給対象を変更します

大山町では、平成28年度から1歳未満の乳児を家庭で保育する方に、家庭保育支援給付金の支給を開始し、平成29年度からは、対象を2歳未満に拡大して支給してきましたが、平成30年度の1歳児の保育所入所児童が8割を超える状況があり、左記のとおり経過措置を設けて、このたび対象を1歳未満とする見直しを行いました。

なお、支給内容に変更はありません。

【変更による今後の予定】

- 平成30年9月30日生まれまで
これまでどおり2歳未満まで支給
- 平成30年10月1日から平成31年3月31日生まれ
1歳6か月未満まで支給
- 平成31年4月1日生まれから
1歳未満まで支給
- *平成30年10月1日以降に転入の場合、経過措置の対象外です（1歳未満まで支給）。

◆問い合わせ先

教育委員会事務局
幼児・学校教育課 幼児教育室
☎0859・54・5219

夏季休業中の 放課後児童クラブ 指導補助員募集

大山町教育委員会では、平成30年度夏季休業中に実施する放課後児童クラブの指導補助員を次のとおり募集します。

◆募集人数 5人

◆期間

7月23日（月）～8月24日（金）まで

◆勤務時間

週5日（月～金曜日）

8時～18時15分までの間で、4時間～7時間45分の勤務（シフトにより勤務時間が異なる）

◆勤務場所

大山町小学校区内に設置する放課後児童クラブ

◆賃金等

時給 870円

通勤手当 あり

◆応募資格

なし

◆問い合わせ先

幼児・学校教育課 幼児教育室
☎0859・54・5219